

各 位

会 社 名 株式会社 東北新社
代表者名 代表取締役社長 小坂 恵一
(コード: 2329 東証スタンダード、名証メイン)
問合せ先 取締役 沖山 貴良
電話番号 03-5414-0211 (代表)

当社株主総会の議案に関する議決権行使助言会社 I S S 社レポートに対する当社見解

当社は、2026年6月26日開催予定の第64回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議する議案に関して、議決権行使助言会社の Institutional Shareholder Services Inc.（以下、「I S S 社」といいます。）が、賛否推奨レポート（以下、「本レポート」といいます。）を発行している事実を把握いたしました。本レポートにおいて、I S S 社は第2号議案及び第3号議案について反対の議決権行使を推奨しています（以下、「I S S 推奨」といいます。）が、I S S 推奨に関する当社の見解を下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様におかれましては、当社見解をご理解いただき、議決権行使の判断を適切にさせていただきますよう、何卒よろしくご願ひ申し上げます。

記

1. 第2号議案 「取締役（監査等委員である取締役を除く）13名選任の件」について

I S S 社は、その議決権行使助言基準において、支配株主が存在する会社においては、株主総会後の取締役会に占める I S S 社の独立性基準を満たす社外取締役が過半数となることを求めているところ、当社においては、本定時株主総会後の取締役会に占める I S S 社の独立性基準を満たす社外取締役の割合が半数未満となるとして、取締役会の構成に責任を有する、代表取締役社長である取締役候補者 小坂 恵一の選任議案に対して反対の議決権行使を推奨しています。

しかしながら、本定時株主総会後の当社の取締役会の構成は、取締役総数17名のうち6名が、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）が定める独立役員の基準を充足する社外取締役となることになり、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程における企業行動規範の「遵守すべき事項」が定める社外取締役1名以上の確保、コーポレートガバナンス・コード（原則4-8）が東京証券取引所スタンダード市場の上場企業に求める独立社外取締役2名以上の選任、及び、コーポレートガバナンス・コード（補充原則4-8③）が支配株主を有する上場会社に求める取締役会における独立社外取締役の3分の1以上の選任をいずれも充足しております。また、本定時株主総会後の取締役会の構成は、取締役総数17名のうち8名（約47.1%）が社外取締役であり、監査等委員である取締役総数4名のうち3名（75%）が社外取締役で構成されており、実効的なガバナンス体制を維持していると判断しております。

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保する観点から取締役候補者を選定しており、独立性を有する社外取締役の割合を含め、取締役会の構成は適切であると判断しております。

2. 第3号議案 「監査等委員である取締役3名選任の件」について

I S S 社は、監査等委員である取締役候補者の秋山徹氏は、当社の主要な取引先である株式会社電通の出身者であることから、当社と関連を有し、独立しているとはみなされないと、反対の議決権行使を推奨しています。

しかしながら、東京証券取引所が定める独立役員に関する独立性基準によれば、最近において主要取引先の業務執行者であった者は独立性を有しないものの、業務執行者でなくなってから1年以上経過している場合には、これに該当しないことが通常とされています。同氏は株式会社電通を退社してから既に10年以上もの長期間が経過しておりますので、当社といたしましては、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に適合しており、その独立性に何ら問題はなく、当社の監査等委員である社外取締役として適切に職務を遂行できると判断しております。

以 上